

情報BOX

INFORMATION BOX



お知らせ 催し 募集 お願い

お問合せ

役 場	☎388-1111 FAX387-5816	笠松中央公民館 (町体育協会事務局)	☎388-3231
福祉健康センター	☎388-7171	教育文化課 学校教育担当	☎388-3926
福祉会館	☎387-1121	松枝公民館	☎387-0156
こども館	☎388-0811	総合会館	☎387-8432
学校給食センター	☎387-5321	歴史未来館	☎388-0161
		ふらっと笠松	☎388-2355



幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所(園)、認定こども園などの利用料が10月から無償化されます。詳しくは、広報かさまつ9月号でお知らせします。

【対象者】①3～5歳児クラスの園児

②0～2歳児クラスの園児

(②は住民税非課税世帯の子に限る)

※給食費、保育用品代などは自己負担となります。

※認可外保育施設も一部対象になります。

【問合せ先】福祉子ども課 ☎388-1116



児童扶養手当の現況届

児童扶養手当を引き続き受給できるかを確認するため、受給者の方には、毎年8月に「現況届」を提出していただきます。

この「現況届」の提出がない場合、8月以降の手当の支給が停止しますのでご注意ください。

○児童扶養手当とは

父母の離婚、父(母)の死亡、未婚などにより父(母)と生計を共にしていない母子(父子)家庭などで18歳以下(誕生日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給される手当です。

なお、11月以降は支給回数が年6回(奇数月に2ヶ月分ずつ)に変わります。

【提出期限】8月30日(金)

【提出・問合せ先】福祉子ども課 ☎388-1116

第3日曜日は家庭の日

18日(日)は、家庭の日です。

心豊かな明るい家庭づくりをしましょう。

今月のテーマ

家族みんなが、地域の行事などに参加し、ふれあいの輪を広げましょう。



中学生以下のお子さんの福祉医療費受給者証

福祉医療費受給者証(乳幼児・児童・生徒)の有効期限を令和表記へ変更し、8月上旬に郵送します。新しい受給者証が届きましたら、現在お持ちの受給者証はハサミなどで裁断し、ご自身で処分してください。

なお、改元後に出生や転入の届出をした方や、転居などの理由によりすでに令和表記の受給者証をお持ちの方への郵送は行いませんので、そのままご使用ください。

また、他の制度の福祉医療費受給者証(重度・母子家庭等・父子家庭)をお持ちの方は、次回交付する際に変更しますので、そのままご使用ください。

【問合せ先】住民課 ☎388-1115



英語検定料助成金

町内に在住する小・中学生の英語能力向上を図るため、実用英語技能検定試験(1級から4級まで)の検定料を助成しています。

【助成対象】町内に在住の小・中学生の保護者

【対象となる検定】

令和元年度に実施された実用英語技能検定1級から4級。

なお、申請に合格、不合格は問いません。

【助成額】検定料の半額(100円未満切捨て)

【申請方法】

交付申請書(役場企画課で配布、または町ホームページからダウンロードできます)に受験票と検定結果通知書の写しを添えて企画課に提出してください。

【申請期限】令和2年3月31日(火)必着

【申請・問合せ先】企画課 ☎388-1113



航空宇宙産業に
貢献する

株式会社 光製作所

羽島郡笠松町中野

☎387-4361

物流・商品在庫管理・海外輸出梱包

羽島梱包株式会社



岐阜県羽島郡笠松町北及1627
TEL 388-1147 FAX 388-2719